

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

シリーズ
第3回

県では、新たに「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下「新条例」という）」を制定し、平成21年4月1日から施行したところです。第1回では「産業廃棄物の保管場所の届出」を解説。第2回では「指定特別管理産業廃棄物に係る報告書」と「土地所有者等の義務」を解説しました。今回は、新条例において新たに規定した事項6つのうち、次の2つの事項を解説します。



④産業廃棄物の処理状況の報告等（条例第18条）

産業廃棄物処理施設の周辺地域住民にとって処理される廃棄物の性状や処理の状況は重要な情報であり、こうした情報を得るために情報公開制度が活用されていますが、これらの情報は、県が産業廃棄物処理業者に任意に報告を求めるものであるため、十分な報告が得られず、情報公開も十分に対応しているとはいえない状況にありました。

そのため、新条例において、全処理業者に対し処理実績の報告義務を課するとともに、その内容を、周辺地域住民等に情報提供することとしています。

◆三重県の産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つものは、前年度に処理した産業廃棄物の種類、数量や、処理した産業廃棄物を排出した工場等または解体作業現場等の所在地等について、毎年6月30日までに県に報告してください。

◆産業廃棄物処理業者が報告しないときは、その産業廃棄物処理業者の氏名や産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可番号について、公表することができます。

⑤行政処分等の公表（条例19条）

産業廃棄物の最終的な処理までの責任を負う排出事業者にとって、その処理を委託する処理業者の行政処分等の情報は重要であり、迅速な情報提供が求められています。

そのため、処理業者に対する行政処分の情報を広く公表するとともに、排出事業者等の処理責任の徹底を図るため、不適正な処理を行った排出事業者の行政処分の情報もあわせて公表することとしています。

- ◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）の違法な交付に関する命令
- ◆産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止命令
- ◆産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の業許可取消
- ◆産業廃棄物処理施設の改善命令や施設の使用停止命令
- ◆産業廃棄物処理施設の許可取消
- ◆基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合の改善命令
- ◆原因者、排出事業者等に対する措置命令
- ◆土地の形質変更に関する措置命令

新条例に関してのお問い合わせは、三重県環境森林部廃棄物対策室（電話059-224-2475）または、お近くの県環境事務所までお願いします。

また、ホームページ（三重の環境と森林に条例本文及び逐条解説を掲載しております）

<http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/jyourei/sanpai/sanpaijorei.htm>

全国会長・理事長会議を開催

平成22年2月19日、広島市で全国会長・理事長会議が開催され、廃棄物処理法改正、22年度重点事業、公益法人制度改革について協議されました。

廃棄物処理法改正については、全産連の要望が多く取り入れられたこと、排出事業者の現地確認は努力義務となること、優良事業者の許可更新が5年から延びることなどが主で、今年5月ごろ成立見込みで、1年以内の施行の見通しであることなどの説明がありました。

また、公益法人制度改革については、全産連は22年6月の総会で公益社団法人を目指して定款変更等を議決し、22年度中の認可申請の予定で進めていると説明がありました。

廃棄物処理法改正の概要

～環境省 報道発表資料抜粋～

廃棄物に関する諸問題に対処するため、廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、不法投棄等に対する罰則の強化、廃棄物処理業の優良化の推進、適正な循環利用の確保などを内容とする改正法（案）が、平成22年3月5日に閣議決定され、第174国会に提出されました。法案の概要は次のとおりです。

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生じる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するか不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④従業員等が不法投棄を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課せられる量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
※現行法では1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設への定期検査を義務付け。
- ②設置許可が取り消され、管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。



3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期限は一律5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取り消しが役員を兼務する他の業者の許可の取り消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
※ 現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。
[施行期日] 公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。